

暴言・暴力

迷惑行為

ハラスメント行為

許されません!

暴言・暴力・ハラスメント行為・器物破損等の迷惑行為と判断した場合は診療をお断りする場合がございます。

また、他の患者さんの迷惑及び診療に支障をきたす場合は警察の介入をお願いすることがあります。

暴言・暴力・迷惑行為・ハラスメント行為 への対応について

社会保険大牟田天領病院では、「安心」で「快適」な診療環境の提供を目指しています。「暴力などは許さない」とし、暴力等が発生した場合、被害職員を守り、組織対応をすることとしています。

次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合、退去を命ずるあるいは警察介入を依頼することがあります。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用や病院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 来院者および病院職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑劣な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院など）
7. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用・持ち出し、または器物破損行為
10. 病院利用者や病院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

このような行為は、当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。予めご了承いただくと共に、ご理解とご協力をお願い致します。